

# 雇用保険法施行規則等の一部 を改正する省令案要綱



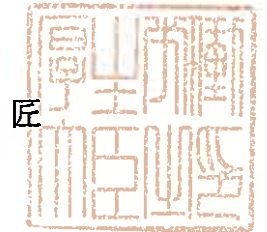
厚生労働省発職 0325 第 7 号

平成 31 年 3 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1 労働移動支援助成金制度の改正

労働移動支援助成金から中途採用拡大コース奨励金を除外し、新たに創設する中途採用等支援助成金の一部とすること。

2 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

(一) 高年齢者雇用環境整備支援コースを廃止すること。

(二) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースを創設し、雇用する高年齢者の雇用の機会を増大するための雇用管理制度の見直し等の措置を実施した事業主に対し、当該措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は三十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たっては、三十万円）の百分の四十五（事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、雇用環境・均等局長及び人材開発統括官が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主

にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））に相当する額を支給するものとする。

### 3 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

#### (一) 生活保護受給者等雇用開発コース助成金制度の改正

生活保護受給者等雇用開発コース助成金の支給対象を次のいずれかに該当する者（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者でないものに限る。）を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主とすること。

イ 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者であつて、次のいずれかに該当するもの

(イ) 都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法第十四条第一項に規定する福祉に関する事務を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が就労の支援に関して都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づく要請を行い、公共職業安定所が一定期間職業紹介、職業指導等の支援（以下「公共職業安定所の就労支援」という。）を行った者であつて、当該公共職業安定所の就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの（以下「被

就労支援者」という。）

(ロ) 生活保護法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）の対象者であつて、当該支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(ハ) 雇入れ日において公共職業安定所の就労支援及び被保護者就労支援事業による支援を受けた期間が通算して三箇月を超える者

ロ 生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条第二項第三号に規定する計画の作成を行った者（当該計画について、生活困窮者自立支援法施行規則第一条の規定に基づき当該計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。）に限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(イ) 被就労支援者

(ロ) 生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業（就労の支援に関する事業に限る。以下同じ。）の対象者であつて、当該事業による支援を受けた期間が雇入れの日において三

箇月を超えるもの

(ハ) 雇入れの日において公共職業安定所の就労支援及び(ロ)の事業による支援を受けた期間が通算して三箇月を超える者

(二) (略)

#### 4 トライアル雇用助成金制度の改正

一般トライアルコース助成金の安定した職業に就くことが困難な求職者に係る要件のうち、就労の経験のない職業に就くことを希望する者であることとする要件及び学校教育法第一条に規定する学校等を卒業した日の属する年度の翌年度以降三年以内である者であつて、卒業後において安定した職業に就いていないものであることとする要件を削除し、四十五歳未満かつ安定した職業に就いていない者であつて、公共職業安定所又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているものであることとする要件を追加すること。

#### 5 中途採用等支援助成金制度の創設

(一) 生涯現役起業支援助成金を生涯現役起業支援コース奨励金とし、UIJターンコース奨励金を創

設し、これら及び労働移動支援助成金から除外した中途採用拡大コース奨励金を中途採用等支援助成金とすること。

(二) 中途採用拡大コース奨励金制度の改正

中途採用拡大コース奨励金について、雇入れの日において六十歳以上であつて職業安定局長が定める要件に該当する者を雇い入れた事業主に対し、七十万円を支給するものとする。

(三) UIJターンコース奨励金制度の創設

UIJターンコース奨励金は、イに該当する事業主に対して、ロに掲げる額を支給するものとする。

イ 移住者（地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規卒者等を除く。）をいう。

（ ）の募集及び採用に関する計画（以下「移住者採用計画」という。）について都道府県労働局長の認定を受け、当該計画の期間内に、一人以上の移住者を新たに継続して雇用する労働者として

雇い入れる事業主

ロ 移住者採用計画に基づく募集及び採用に要した経費（人件費を除く。）の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

6 (略)

7 人材確保等支援助成金制度の改正

働き方改革支援コースを創設し、(一)に該当する事業主に対して、(二)に掲げる額を支給するものとする。

(一) 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 労働者災害補償保険法施行規則第二十八条第一号の規定に基づき、同令第二十四条に規定する時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業事業主（働き方改革のために人材の確保が特に必要なものとして職業安定局長が定めるものに限る。）であること。

ロ 当該事業所における人材配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に係る計画を都道府県労働局長に提出し、その認定を受けた事業主であること。



ハ ロの計画の実施に当たり、被保険者となる労働者を新たに雇い入れ、一年以上継続して雇用する見込みであり、かつ、労働者に対して適切な雇用管理を行っていること。

(二) 次のイ及びロに掲げる区分に応じて、それぞれに当該規定に定める額（十人を超えて雇い入れた場合は、イ及びロで合わせて十人分までの額）

イ (一)ハの雇入れに係る者（短時間労働者として雇い入れた者を除く。） 一人につき、六十万円

ロ (一)ハの雇入れに係る者（短時間労働者として雇い入れた者に限る。） 一人につき、四十万円

(三) (一)に該当する事業主が、当該助成金を受け、かつ、次のイ及びロのいずれにも該当する場合に、当該事業主に対し、(一)ハの雇入れに係る者一人につき、十五万円（短時間労働者として雇い入れる場合には、一人につき、十万円）を支給するものとする。ただし、(二)イ及びロで合わせて十人分までの額を上限とすること。

イ 生産性要件に該当する事業主であること。

ロ (一)ロの計画の初日から起算して三年を経過するまでの間において、事業所の雇用管理の改善に関する要件として職業安定局長が定めるものに該当する事業主であること。

8 (略)

9 障害者雇用安定助成金制度の改正

障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金及び中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金を廃止すること。

10 生涯現役起業支援助成金制度の改正

生涯現役起業支援助成金について、新たに創設する中途採用等支援助成金の一部とすること。

11 (略)

12 地域雇用開発助成金制度の改正

(一) 戦略産業雇用創造プロジェクトの廃止に伴い、地域雇用開発コース奨励金の対象事業主から戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業主を削除すること。

(二) 地域雇用開発コース奨励金の熊本県内に居住する求職者（雇入れに伴い熊本県内に住所又は居所の変更が必要と認められる者を含む。）を雇い入れる事業主を対象とする暫定措置について、平成

三十二年三月三十一日まで延長すること。

13 地域雇用活性化推進事業の創設

実践型地域雇用創造事業を廃止し、地域雇用活性化推進事業を創設すること。

14 (略)

15 戦略産業雇用創造プロジェクトの廃止

戦略産業雇用創造プロジェクトを廃止すること。

16 通年雇用助成金制度の改正

通年雇用助成金の暫定措置である季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及び試行雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について、三年間延長すること。

二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

(一) 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金制度の改正

全国的な建設事業主団体等に対する支給上限額を三千万円とすること。

(二) 建設労働者認定訓練コース助成金制度の改正

中小建設事業主に対する支給額について、認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八

百円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあつては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材開発支援コース助成金等の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額とする。

(三) 平成三十一年度中に開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合における建設労働者技能実習コース助成金の支給額について、当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千三百十五円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあつては、九千六十五円）（特定小規模建設事業主にあつては、八千三百六十円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあつては、一万三千六十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額とすること。

### 三 地域雇用開発促進法施行規則の一部改正

実践型地域雇用創造事業の廃止及び地域雇用活性化推進事業の創設に伴い、規定の整備を行うこと。

### 四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正

実践型地域雇用創造事業の廃止、地域雇用活性化推進事業の創設及び戦略産業雇用創造プロジェクトの廃止に伴い、規定の整備を行うこと。

## 第二 雇用関係助成金に係る不正受給対策の強化

### 一 雇用保険法施行規則の一部改正

#### 1 不支給期間の延長及び対象の拡大

(一) 現在、過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対して雇用保険法施行規則第二百二十条に規定する雇用関係助成金及び同令第三百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金（以下この一において「雇用関係助成金」という。）を支給しないこととしているものを、過去五年以内とする。

(二) 過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等である場合は、当該事業主又は

事業主団体若しくはその連合団体に対しては、雇用関係助成金を支給しないものとする。

- (三) 過去五年以内に雇用調整助成金等の支給に関する手続を代理して行う者（以下「代理人等」という。）又は訓練を行った機関（以下「訓練機関」という。）が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

## 2 返還命令等

- (一) 偽りその他不正の行為により雇用調整助成金等の支給を受けた事業主又は事業主団体若しくはその連合団体がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用調整助成金等の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の二割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとする。

- (二) (一)の場合において、代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成

金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等又は訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、雇用関係助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとする。

### 3 事業主名等の公表

(一) 都道府県労働局長は、次のイからハまでに該当する場合は、(二)のイからハまでに定める事項を公表することができるものとする。

イ 事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした場合

ロ 代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことがある場合

ハ 訓練機関が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことがある場合

(二) (一)により公表することができる事項は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イか

ら八までに定める事項とすること。

イ (一)イに該当する場合 次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項

(イ) 偽りその他不正の行為を行った事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の氏名並びに事業所の名称及び所在地

(ロ) 偽りその他不正の行為を行った事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の事業の概要

(ハ) 偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした雇用調整助成金等の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

(ニ) 偽りその他不正の行為の内容

ロ (一)ロに該当する場合 次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項

(イ) 偽りの届出、報告、証明等を行った代理人等の氏名並びに事業所の名称及び所在地

(ロ) 偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした雇用調整助成金等の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

(ハ) 偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした雇用調整助成金等の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

(ニ) 偽りその他不正の行為の内容

還を命じた額及び当該返還の状況



(ハ) 偽りの届出、報告、証明等の内容

ハ (一)ハに該当する場合 次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項

(イ) 偽りの届出、報告、証明等を行った訓練機関の氏名並びに訓練機関の名称及び所在地

(ロ) 偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助

成金等の支給を受け、又は受けようとした雇用調整助成金等の名称、支給を取り消した日、返

還を命じた額及び当該返還の状況

(ハ) 偽りの届出、報告、証明等の内容

#### 4 その他

その他の助成金について、1及び2に準じて所要の規定の整備を行うこと。

二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一

#### 部改正

##### 1 不支給期間の延長及び対象の拡大

(一) 現在、過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受け

ようとした事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給しないこととしているものを、過去五年以内とする。

(二) 過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、事業主の役員等である場合は、当該事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しないものとする。

(三) 過去五年以内に代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等が特定求職者雇用開発助成金に関与している場合は、当該特定求職者雇用開発助成金は、事業主に対しては、支給しないものとする。

## 2 返還命令等

(一) 偽りその他不正の行為により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業主がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した特定求職者雇用開発助成金の全部又は一部を返還

することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた特定求職者雇用開発助成金については、当該返還を命ずる額の二割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとする。

(二) (一)の場合において、代理人等が偽りの届出、報告、証明等をしたため特定求職者雇用開発助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等に対し、その支給を受けた者と連帯して、特定求職者雇用開発助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとする。

### 3 事業主名等の公表

(一) 都道府県労働局長は、次のイ及びロに該当する場合は、(二)のイからロまでに定める事項を公表することができるものとする。

イ 事業主が偽りその他不正の行為により、特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、又は受けようとした場合

ロ 代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主が特定求職者雇用開発助成金の支給を受け

、又は受けようとしたことがある場合

(二) (一)により公表することができる事項は、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項とすること。

イ (一)イに該当する場合 次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項

(イ) 偽りその他不正の行為を行った事業主の氏名並びに事業所の名称及び所在地

(ロ) 偽りその他不正の行為を行った事業主の事業の概要

(ハ) 偽りその他不正の行為により、事業主が支給を受け、又は受けようとした特定求職者雇用開発助成金の支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

(ニ) 偽りその他不正の行為の内容

ロ (一)ロに該当する場合 次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項

(イ) 偽りの届出、報告、証明等を行った代理人等の氏名並びに事業所の名称及び所在地

(ロ) 偽りの届出、報告、証明等を行い事業主が支給を受け、又は受けようとした特定求職者雇用

開発助成金の支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

(ハ) 偽りの届出、報告、証明等の内容

### 三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

#### 1 不支給期間の延長及び対象の拡大

(一) 現在、過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした者に対して建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の五第一項に規定する雇用関係助成金（以下この三において「雇用関係助成金」という。）を支給しないこととしているものを、過去五年以内とする。

(二) 過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、建設事業主等又は職業訓練法人の役員等である場合は、当該建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、雇用関係助成金を支給しないものとする。

(三) 過去五年以内に代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代

理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に關与している場合は、当該雇用関係助成金は、建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、支給しないものとする。

## 2 返還命令等

(一) 偽りその他不正の行為により雇用関係助成金の支給を受けた建設事業主等又は職業訓練法人がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用関係助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の二割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができ、また、当該返還を命ずる額以下の金額を納付することを命ずることができるものとする。

(二) (一)の場合において、代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等又は訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、(一)による雇用関係助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとする。

## 第三 その他

- 一 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。